

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|-------------------------------------|
| 件名 | 後期高齢者医療制度の創設に伴う、住民基本台帳の記録項目等の変更について |
|----|-------------------------------------|

内容は別紙のとおり

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課）

担当係 住民記録係 担当者 野村 進 内線（2521）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 後期高齢者医療制度の創設に伴う、住民基本台帳の情報項目の変更等 |
| 担当課 | 戸籍住民課 |
| 目的 | 後期高齢者医療制度の創設にあたり、事務処理の基礎とするため |
| 対象者 | 75歳以上の人及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある人 |
| 事業内容 | <ol style="list-style-type: none">1 後期高齢者医療制度の創設にあたり、登録業務で保有している個人情報項目に後期高齢者医療被保険者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの（後期高齢者医療の被保険者資格を取得し、又は喪失した年月日）を追加する。2 転出証明書の記載事項として、後期高齢者医療被保険者については、その旨を追加する。 |

件名 後期高齢者医療制度の創設に伴う、住民基本台帳の記録項目の変更等について

| | |
|---|---|
| 保有課(担当課) | 戸籍住民課 |
| 登録業務の名称 | 住民基本台帳 |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか) | <p>1 個人の範囲 75歳以上の人及び65歳以上74歳以下で一定の障害のある人</p> <p>2 記録項目 後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項(資格を取得し、又は喪失した年月日を予定 - 健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部として、住民基本台帳法施行令が、平成20年1月下旬を目途に公布される予定である。)</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ</p> |
| 新規開発・追加・変更の理由 | 後期高齢者医療制度の創設にあたり、事務処理の基礎とするため |
| 新規開発・追加・変更の内容 | <p>1 後期高齢者医療制度の創設にあたり、登録業務で保有している個人情報項目に後期高齢者医療被保険者については、その資格に関する事項で政令で定めるもの(後期高齢者医療の被保険者資格を取得し、又は喪失した年月日)を追加する。</p> <p>2 転出証明書の記載事項として、後期高齢者医療被保険者については、その旨を追加する。</p> |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策 | |
| 新規開発・追加・変更の時期 | 平成20年4月1日 |